

令和 7 年度

広島県立併設型中学校
入学者選抜実施要項

広島県教育委員会

目 次

○ 令和7年度広島県立併設型中学校入学者選抜の基本方針	1
○ 令和7年度広島県立併設型中学校入学者選抜日程	3
令和7年度広島県立併設型中学校入学者選抜実施要項	4
第1 広島中学校及び三次中学校	5
1 実施校	5
2 募集	5
3 出願	5
4 選抜	7
5 帰国児童等の特別入学に関する選抜	8
6 広島中学校における特定分野（数学）に特異な才能のある児童に関する選抜	11
◇ 別 表	
別表 県外からの出願に係る提出書類	14
◇ 様 式	
様式第1号 志望理由書	15
様式第2号 調査書	16
様式第3号 入学者選抜に関する特別措置願	19
様式第4号 県外からの出願許可願	20
様式第4の2号 県外からの出願許可願（広島中学校における特定分野（数学）に 特異な才能のある児童に関する選抜への出願）	21
様式第5号 居住確約書	22
様式第6号 承諾書	23
様式第7号 出身小学校長意見書	24
様式第8号 海外在住状況説明書	25
様式第9号 自己紹介書	26
第2 広島叡智学園中学校	27
1 実施校	27
2 募集	27
3 出願	27
4 選抜	28
◇ 様 式	
様式第1－1号 志望理由書	30
様式第1－2号 自己紹介書	31
様式第2－1号 調査書	32
様式第3－1号 入学者選抜に関する特別措置願	35
第3 その他	36
1 入学者選抜の結果に係る簡易開示	36
(1) 広島中学校及び三次中学校入学者選抜の結果に係る簡易開示	36
(2) 広島叡智学園中学校入学者選抜の結果に係る簡易開示	36
2 その他	37

◇ 別 表

別表 入学者選抜の結果に係る簡易開示において

本人等であることを確認する書類 38

○ 参考資料

学校教育法施行規則（抜粋）、広島県立中学校学則（抜粋） 39

令和7年度広島県立併設型中学校入学者選抜の基本方針

併設型中学校の入学者選抜は、次により当該学校に対する意欲・適性等を判断して行うものとする。

1 広島中学校及び三次中学校

(1) 選抜の方法

ア 適性検査

(ア) 次により、小学校教育において身に付けた総合的な力を検査する。

a 適性検査1 文章・資料をもとに、課題を発見し解決する過程を多様な方法で表現する。

b 適性検査2 テーマ等に基づき、思ったことや考えたこと等を文章で表現する。

(イ) 実施時間は、中学校長が決定する。

イ 志望理由書

ウ 調査書

(ア) 調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のそれぞれの教科について5・6年生時のものを指導要録に従って3段階で評定する。

(イ) 調査書中の学習の記録の観点別学習状況、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

(2) 合格者の決定

上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 帰国児童等の特別入学に関する選抜

適性検査及び面接の結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

(4) 広島中学校における特定分野（数学）に特異な才能のある児童に関する選抜

広島中学校において、特定分野（数学）に特異な才能のある児童を対象に、適性検査及び面接の結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

2 広島叡智学園中学校

(1) 選抜の方法

ア 第1次選抜

(ア) 適性検査

a 次により、小学校教育において身に付けた総合的な力を検査する。

(a) 適性検査A 資料から情報を読み取り、条件等に従って筋道を立てて考え、推論する。

(b) 適性検査B 資料を多面的に解釈し、経験や知識と結び付けて発想・考察する。

b 実施時間は、中学校長が決定する。

(イ) 志望理由書及び自己紹介書

(ウ) 調査書

a 調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のそれぞれの教科について5・6年生時のものを指導要録に従って3段階で評定する。

b 調査書中の学習の記録の観点別学習状況、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

イ 第2次選抜

第1次選抜における通過者を対象に、2泊3日の共同生活において、次により実施する。

(ア) グループワーク

(イ) 面接

(2) 合格者の決定

上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。

3 その他

入学選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

令和7年度広島県立併設型中学校入学者選抜日程

1 広島中学校及び三次中学校

内 容	実 施 日 ・ 期 間
県外からの出願許可願受付	12月11日（水）～ 12月24日（火）正午
出 願 書 類 等 受 付	1 月 6 日（月）～ 1 月14日（火）（消印有効）
適 性 検 査	1 月25日（土）
合 格 者 発 表	1 月30日（木）

（ 帰国児童等の特別入学に関する選抜、広島中学校における特定分野（数学）に特異な才能のある児童に関する選抜も同一日程とする。 ）

※郵送により「県外からの出願許可願」を提出する場合は12月23日（月）までに必着すること。

2 広島叡智学園中学校

内 容	実 施 日 ・ 期 間
出 願 書 類 等 受 付	10月28日（月）～ 11月 8 日（金）（消印有効）
第 1 次 選 抜	11月24日（日）
第 1 次 選 抜 通 過 者 発 表	12月 3 日（火）
第 2 次 選 抜	12月25日（水）～ 12月27日（金）
合 格 者 発 表	1 月10日（金）

令和 7 年度広島県立併設型中学校入学者選抜実施要項

令和 7 年度広島県立併設型中学校の入学者の選抜は、「令和 7 年度広島県立併設型中学校入学者選抜の基本方針」に定めるもののほか、この要項に定めるところにより実施する。

この要項における用語の定義は次のとおりである。

用 語	定 義
出 身 小 学 校	志願者が在学している小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程
出身小学校長	出身小学校の校長
施 行 規 則	学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）
学 則	広島県立中学校学則 （平成 15 年広島県教育委員会規則第 4 号）

第 1 広島中学校及び三次中学校

第 1 広島中学校及び三次中学校

1 実施校

広島県立広島中学校（東広島市高屋町中島 31-7）

広島県立三次中学校（三次市南畑敷町 155）

2 募集

(1) 出願資格

次のいずれかに該当する者が出願できる。

ア 令和 7 年 3 月に小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者又は義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 令和 7 年 4 月に中学校又はこれに準ずる学校の第 1 学年への入学対象となる者

(2) 定員

広島県立広島中学校 160 人

広島県立三次中学校 80 人

※ 広島県立広島中学校は、帰国児童等の特別入学に関する選抜の人数「2 人以内」及び広島中学校における特定分野（数学）に特異な才能のある児童に関する選抜の人数「8 人以内」を内数として含む。広島県立三次中学校は、帰国児童等の特別入学に関する選抜の人数「2 人以内」を内数として含む。

3 出願

(1) 方式

志願者は、学則により就学することができるものと定められた中学校に出願することができる。就学することができるものと定められた中学校の通学区域は次のとおりである。

校 名	通 学 区 域
広島県立広島中学校	広島県一円
広島県立三次中学校	広島県一円

(2) 期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）から 1 月 14 日（火）（消印有効）

なお、出願書類は簡易書留郵便により提出すること。持参による提出は受け付けない。

(3) 手続

ア 志願者

(ア) 志願者は、インターネット出願システムで出願登録を行う。インターネット出願に関する詳細は、各中学校の入学選抜実施要項により公表する。

(イ) 志願者は、次の①の書類に必要事項を記入し、出身小学校長から②の発行を受け、①及び②の書類等を取り揃え、(2)の期間内に志願先中学校長に提出する。

① 志望理由書（様式第 1 号）

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

② 調査書（様式第 2 号）

(ウ) 志願者は、入学選抜料（2,200 円）を志願先中学校長が指定する方法で納入すること。

(エ) 志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、代筆による解答を必要とする者、拡大した検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

a 点字検査用紙を必要とする者については、入学選抜に関する特別措置願（様式第 3 号）を令和 6 年 11 月 18 日（月）までに県教育委員会に提出し、許可を得る。

第1 広島中学校及び三次中学校

- b 機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）、医師の診断書及び小学校における個別的教育支援計画等を令和6年11月18日（月）までに県教育委員会に提出し、許可を得る。
- c 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）、医師の診断書及び小学校における個別的教育支援計画等を令和6年12月6日（金）までに県教育委員会に提出し、許可を得る。
- d a から c 以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を(2)の期間内にア(イ)の書類と併せて、志願先中学校長に提出する。

イ 出身小学校長

出身小学校長は、次の書類の発行又は押印等を行う。(②及び③は必要とする志願者に対してのみ。)

- ① 調査書（様式第2号）
作成方法は、P17～P18による。作成後、厳封の上、志願者に渡す。
- ② 入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）
記載内容に誤りがないことを確認した上で押印する。
- ③ 出身小学校長意見書（様式第7号）
本人の意思を確認の上、作成する。

ウ 志願先中学校長

- (ア) 志願先中学校長は、志願者から調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、受理する。
- (イ) 志願先中学校長は、ア(エ) d により提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを令和7年1月16日（木）までに県教育委員会に提出し、協議すること。

(4) 県外からの出願

ア 県教育委員会の許可を必要とする場合

次の①又は②に該当する者は、出願登録前に、持参又は郵便により県教育委員会に必要書類を提出し、県外からの出願許可を受けなければならない。

- ① 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者。
- ② その他①に準ずる者。

(ア) 提出書類

別表（P14）による。

(イ) 提出期間

令和6年12月11日（水）から12月24日（火）正午まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

なお、持参により提出する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、令和6年12月23日（月）までに提出すること（必着）。

(ウ) 県外からの出願許可願の提出先

提 出 先	提 出 先 住 所
広島県教育委員会事務局学びの变革推進部 教育改革課	〒730-8514 広島市中区基町9-42

(エ) 結果の通知

志願者に通知する。

イ 県教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が既に（令和7年1月6日（月）現在）単身赴任などで広島県内に居住し、入学後も、保護者の住所に変更がない場合は、出身小学校長意見書（様式第7号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を出願書類に添付して、出願書類等受付期間内に志願先中学校長に提出すること。

第1 広島中学校及び三次中学校

4 選抜

(1) 方針

選抜は、「令和7年度広島県立併設型中学校入学者選抜の基本方針」に基づき、実施するものとする。

(2) 適性検査

ア 志願者全員に対して、適性検査を実施する。

イ 適性検査の方法

実施校	適性検査の種類	検査時間（分）	満点（点）
広島中学校	適性検査 1	50	110
	適性検査 2	45	100
三次中学校	適性検査 1	45	100
	適性検査 2	45	100

ウ 実施期日

令和7年1月25日（土）

エ 検査時間割

(ア) 広島中学校

時 限	時 刻	検査内容等
	8 : 50	集 合
	8 : 50 9 : 15	注意事項等の説明
第1時限	9 : 30 10 : 20	適 性 検 査 1
第2時限	11 : 00 11 : 45	適 性 検 査 2

(イ) 三次中学校

時 限	時 刻	検査内容等
	8 : 50	集 合
	8 : 50 9 : 15	注意事項等の説明
第1時限	9 : 35 10 : 20	適 性 検 査 1
第2時限	11 : 00 11 : 45	適 性 検 査 2

オ 実施場所

中学校長が別に定める。

(3) 合格者の決定

ア 中学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

イ 中学校長は、適性検査、志望理由書及び調査書を総合的に判断して決定する。

(4) 合格者の発表

中学校長は、合格者の発表を、令和7年1月30日（木）に行う。

(5) 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲において繰り上げて合格者を決定することができる。

なお、繰り上げて合格者の決定を行う場合、中学校長は、当該中学校の入学者選抜実施要項により公表する。

第1 広島中学校及び三次中学校

5 帰国児童等の特別入学に関する選抜

(1) 実施校

広島県立広島中学校
広島県立三次中学校

(2) 募集

ア 出願資格

「日本国籍を有する者で、外国に在留していたもの又は現在なお在留しているものに係る就学希望者で長期間外国に在留し、帰国したもの」又は「終戦前から引き続き中国等に居住していた者で日本に帰国したものに係る就学希望者」で2(1)に定める出願資格に該当し、かつ、原則として次のいずれかに該当する者が出願できる。

- (ア) 海外在住期間が2年以上3年未満で、帰国後の期間が1年以内の者
- (イ) 海外在住期間が3年以上4年未満で、帰国後の期間が2年以内の者
- (ウ) 海外在住期間が4年以上8年未満で、帰国後の期間が3年以内の者
- (エ) 海外在住期間が8年以上で、帰国後の期間が4年以内の者

イ 選抜人数

各中学校2人以内。(ただし、入学定員の内数とする。)

(3) 出願

ア 方式

志願者は、学則により就学することができるものと定められた中学校に出願することができる。就学することができるものと定められた中学校の通学区域は次のとおりである。

校 名	通 学 区 域
広島県立広島中学校	広島県一円
広島県立三次中学校	広島県一円

イ 期間

令和7年1月6日(月)から1月14日(火)(消印有効)

なお、出願書類は簡易書留郵便により提出すること。持参による提出は受け付けない。

ウ 手続

(ア) 志願者

- a 志願者は、インターネット出願システムで出願登録を行う。インターネット出願に関する詳細は、各中学校の入学者選抜実施要項により公表する。
- b 志願者は、次の①及び③の書類に必要事項を記入し、出身小学校長から②の発行を受け、①から③まで(成績証明書の提出者は、①から④まで)の書類等を取り揃え、イの期間内に志願先中学校長に提出する。
 - ① 志望理由書(様式第1号)
代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。
 - ② 調査書(様式第2号)
 - ③ 海外在住状況説明書(様式第8号)
 - ④ 健康診断書(様式第2号の作成方法(P17)の1のなお書により成績証明書を提出する者に限る。)
- c 志願者は、入学者選抜料(2,200円)を志願先中学校長が指定する方法で納入すること。
- d 志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、代筆による解答を必要とする者、拡大した検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。
 - (a) 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第3号)を令和6年11月18日(月)までに県教育委員会に提出し、許可を得る。
 - (b) 機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については、入学者選抜に関する特

第1 広島中学校及び三次中学校

別措置願（様式第3号）、医師の診断書及び小学校における個別の教育支援計画等を令和6年11月18日（月）までに県教育委員会に提出し、許可を得る。

(c) 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）、医師の診断書及び小学校における個別の教育支援計画等を令和6年12月6日（金）までに県教育委員会に提出し、許可を得る。

(d) (a)から(c)以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）をイの期間内に(ア) bの書類と併せて、志願先中学校長に提出する。

(イ) 出身小学校長

出身小学校長は、次の書類の発行又は押印等を行う。(②及び③は必要とする志願者に対してのみ。)

① 調査書（様式第2号）

作成方法は、P17～P18による。作成後、厳封の上、志願者に渡す。

② 入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）

記載内容に誤りがないことを確認した上で押印する。

③ 出身小学校長意見書（様式第7号）

本人の意思を確認の上、作成する。

④ 海外在住状況説明書（様式第8号）

記載内容に誤りがないことを確認した上で押印する。

(ウ) 志願先中学校長

a 志願先中学校長は、志願者から調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、受理する。

b 志願先中学校長は、(ア) d (d)により提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを令和7年1月16日（木）までに県教育委員会に提出し、協議すること。

エ 県外からの出願

(ア) 県教育委員会の許可を必要とする場合

次の①又は②に該当する者は、出願登録前に、持参又は郵便により県教育委員会に必要書類を提出し、県外からの出願許可を受けなければならない。

① 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者。

② その他①に準ずる者。

a 提出書類

別表（P14）による。

b 提出期間

令和6年12月11日（水）から12月24日（火）正午まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

なお、持参により提出する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、令和6年12月23日（月）までに提出すること（必着）。

c 県外からの出願許可願の提出先

提 出 先	提 出 先 住 所
広島県教育委員会事務局学びの変革推進部 教育改革課	〒730-8514 広島市中区基町9-42

d 結果の通知

志願者に通知する。

(イ) 県教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が既に（令和7年1月6日（月）現在）単身赴任などで広島県内に居住し、入学後も、保護者の住所に変更がない場合は、出身小学校長意見書（様式第7号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を出願書類に添付して、出願書類等受付期間内に志願先中学校長に提出す

第1 広島中学校及び三次中学校

ること。

(4) 選抜

ア 方針

選抜は、「令和7年度広島県立併設型中学校入学者選抜の基本方針」に基づき、実施するものとする。

イ 適性検査等

(ア) 適性検査

a 志願者全員に対して、適性検査を実施する。

b 適性検査の方法

実施校	適性検査の種類	検査時間(分)	満点(点)
広島中学校	適性検査1	50	110
	適性検査2	45	100
三次中学校	適性検査1	45	100
	適性検査2	45	100

(イ) 面接

志願者全員に対して、面接を実施する。

(ウ) 実施期日

令和7年1月25日(土)

(エ) 検査時間割

a 広島中学校

時 限	時 刻	検査内容等
	8:50	集 合
	8:50 9:15	注意事項等の説明
第1時限	9:30 10:20	適 性 検 査 1
第2時限	11:00 11:45	適 性 検 査 2
	11:55 12:05	面接に関する注意・移動
第3時限	12:05 ～	面 接

b 三次中学校

時 限	時 刻	検査内容等
	8:50	集 合
	8:50 9:15	注意事項等の説明
第1時限	9:35 10:20	適 性 検 査 1
第2時限	11:00 11:45	適 性 検 査 2
	11:55 12:05	面接に関する注意・移動
第3時限	12:05 ～	面 接

(オ) 実施場所

中学校長が別に定める。

ウ 合格者の決定

(ア) 中学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

(イ) 中学校長は、適性検査及び面接の結果並びに出願書類を総合的に判断して決定する。

エ 合格者の発表

中学校長は、合格者の発表を、令和7年1月30日(木)に行う。

第1 広島中学校及び三次中学校

6 広島中学校における特定分野（数学）に特異な才能のある児童に関する選抜

(1) 実施校

広島県立広島中学校

(2) 募集

ア 出願資格

2 (1)に定める出願資格に該当し、かつ、原則として次のいずれかに該当する者が出願できる。

(ア) 特定分野（数学）に関する明らかな実績がある者

（実績の例：算数オリンピック、日本ジュニア数学オリンピック、「算数・数学の自由研究」作品コンクールなど、国内外で開催された各種コンテストの上位入賞者）

(イ) (ア)にかかわらず、数学に対する高い意欲・適性等を有する者

イ 選抜人数

8人以内。（ただし、入学定員の内数とする。）

(3) 出願

ア 方式

(ア) 志願者は、学則により就学することができるものと定められた中学校に出願することができる。就学することができるものと定められた中学校の通学区域は次のとおりである。

校 名	通 学 区 域
広島県立広島中学校	広島県一円

(イ) (ア)にかかわらず、学則第12条第3項の規定により広島中学校に出願することができる。なお、その場合、県外からの出願許可を受けること。（エ（P12）を参照）

イ 期間

令和7年1月6日（月）から1月14日（火）（消印有効）

なお、出願書類は簡易書留郵便により提出すること。持参による提出は受け付けない。

ウ 手続

(ア) 志願者

a 志願者は、インターネット出願システムで出願登録を行う。インターネット出願に関する詳細は、広島中学校の入学者選抜実施要項により公表する。

b 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、出身小学校長から③の発行を受け、①から③までの書類等を取り揃え、イの期間内に志願先中学校長に提出する。

① 志望理由書（様式第1号）

② 自己紹介書（様式第9号）

①及び②において、代筆による記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

③ 調査書（様式第2号）

c 志願者は、入学者選抜料（2,200円）を志願先中学校長が指定する方法で納入すること。

d 志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、代筆による解答を必要とする者、拡大した検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

(a) 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を令和6年11月18日（月）までに県教育委員会に提出し、許可を得る。

(b) 機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）、医師の診断書及び小学校における個別の教育支援計画等を令和6年11月18日（月）までに県教育委員会に提出し、許可を得る。

(c) 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）、医師の診断書及び小学校における個別の教育支援計画等を令和6年12月6日（金）までに県教育委員会に提出し、許可を得る。

- (d) (a)から(c)以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第3号)をイの期間内に(ア) b の書類と併せて、志願先中学校長に提出する。

(イ) 出身小学校長

出身小学校長は、次の書類の発行又は押印等を行う。(②及び③は必要とする志願者に対してのみ。)

① 調査書(様式第2号)

作成方法は、P17～P18による。作成後、厳封の上、志願者に渡す。

② 入学者選抜に関する特別措置願(様式第3号)

記載内容に誤りがないことを確認した上で押印する。

③ 出身小学校長意見書(様式第7号)

本人の意思を確認の上、作成する。

(ウ) 志願先中学校長

a 志願先中学校長は、志願者から調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、受理する。

b 志願先中学校長は、(ア) d (d)により提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを令和7年1月16日(木)までに県教育委員会に提出し、協議すること。

エ 県外からの出願

(ア) 県教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から③までのいずれかに該当する者は、出願登録前に、持参又は郵便により県教育委員会に必要書類を提出し、県外からの出願許可を受けなければならない。

① 学則第12条第3項の規定により広島中学校を志願する者。

② 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者(海外居住者を含む。)で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者。

③ その他②に準ずる者。

a 提出書類

別表(P14)による。

b 提出期間

令和6年12月11日(水)から12月24日(火)正午まで(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)

なお、持参により提出する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、令和6年12月23日(月)までに提出すること(必着)。

c 県外からの出願許可願の提出先

提 出 先	提 出 先 住 所
広島県教育委員会事務局学びの革新推進部 教育改革課	〒730-8514 広島市中区基町9-42

d 結果の通知

志願者に通知する。

(イ) 県教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が既に(令和7年1月6日(月)現在)単身赴任などで広島県内に居住し、入学後も、保護者の住所に変更がない場合は、出身小学校長意見書(様式第7号)、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を出願書類に添付して、出願書類等受付期間内に志願先中学校長に提出すること。

(4) 選抜

ア 方針

選抜は、「令和7年度広島県立併設型中学校入学者選抜の基本方針」に基づき、実施するものとする。

イ 適性検査等

第1 広島中学校及び三次中学校

(ア) 適性検査

a 志願者全員に対して、適性検査を実施する。

b 適性検査の方法

適性検査の種類	検査時間（分）	満点（点）
適性検査 1	50	140
適性検査 2	45	70

(イ) 面接

志願者全員に対して、出願書類に基づき、面接を実施する。

(ウ) 実施期日

令和 7 年 1 月 25 日（土）

(エ) 検査時間割

時 限	時 刻	検査内容等
	8 : 50	集 合
	8 : 50 9 : 15	注意事項等の説明
第 1 時限	9 : 30 10 : 20	適 性 検 査 1
第 2 時限	11 : 00 11 : 45	適 性 検 査 2
	11 : 55 12 : 05	面接に関する注意・移動
第 3 時限	12 : 05 ～	面 接

(オ) 実施場所

中学校長が別に定める。

ウ 合格者の決定

(ア) 中学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

(イ) 中学校長は、適性検査及び面接の結果並びに出願書類を総合的に判断して決定する。

エ 合格者の発表

中学校長は、合格者の発表を、令和 7 年 1 月 30 日（木）に行う。

別表

県外からの出願に係る提出書類

主 な 出 願 理 由 必 要 書 類	転居	海外居住者		特異な才能のある児童に関する選抜への出願 広島中学校における特定分野（数学）に	その他
		保護者同伴帰国	本人のみ帰国		
県外からの出願許可願（様式第4号）	○	○	○		○
県外からの出願許可願（広島中学校における特定分野（数学）に特異な才能のある児童に関する選抜への出願）（様式第4の2号）				○	
居住確約書（様式第5号）	○	○	○		客観的事実を証明できるもの
保護者及び志願者の住民票記載事項証明書	○			○	
承諾書（様式第6号）及び承諾者の住民票記載事項証明書			○		
在留証明書		○	○		
出身小学校長意見書（様式第7号）	○	○	○	○	○

（注）状況によっては、上記以外の証明書類等を求める場合がある。

様 式

(広島中学校及び三次中学校)

志 望 理 由 書

令和 年 月 日

広島県立_____中学校長様

出身小学校名_____小学校

志 願 者 氏 名_____

保 護 者 氏 名_____

次の理由により、貴校を志願します。

【志願者本人記入欄】

志望の動機・理由、 中学校生活への抱負	

〔注意〕 代筆により記入を必要とする志願者については、「志望の動機・理由、中学校生活への抱負」欄を代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記しておくこと。

令和
年
月
日

記載責任者氏名

– 16 –

[様式第2号の作成方法]

- 1 第6学年の第2学期末現在で記入する。(ただし、2学期制の小学校にあっては第6学年の12月末現在で記入する。)

なお、第5学年及び第6学年の期間の全部において外国の学校（文部科学大臣の認定を受けた在外教育施設を除く。以下同じ。）に在籍する志願者は、調査書に替え、外国の学校における成績証明書を提出する。

- 2 番号欄には、各学級の出席簿どおりの名列番号を記入する。ただし、男女別々になっている場合は通し番号とする。

- 3 学習の記録欄

- (1) 「観点別」は指導要録における「観点別学習状況」の略記であり、①から③までは、次の表に示している各教科の観点を示す。「観点別」には、第5学年及び第6学年の各学年における状況を総合的に評価し、「十分満足できると判断されるもの」について、○印を記入する。

観点が次表によりがたい小学校においては、観点に関する説明資料を別途添付すること。

	①	②	③
各教科	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度

- (2) 評価欄は、次により記入する。

ア 3段階評価法で記入する。なお、第5学年については、指導要録の学習の記録の評価をそのまま記入する。「計」には、教科ごとに、第5学年及び第6学年の各学年における評価の合計点を記入し、「総合計」には、各教科の「計」の合計点を記入する。

イ アにかかわらず、第6学年の中途において外国の学校から編入学したことにより、指導要録に第5学年の評価が記載されていない場合、調査書における第5学年の欄は空欄とし、「計」及び「合計」においては、空欄を0とみなして計算した数値を記入する。

また、備考欄に、在籍していた外国の学校名（国名・校名）及び編入学日を記入するとともに、外国の学校に在籍していた期間における成績証明書を調査書に添付すること。

ウ アにかかわらず、特別支援学級又は特別支援学校の小学部の卒業予定者について、各教科等の活動の記録を記述形式で指導要録に記入している場合にあっては、記述形式により、備考欄等を使用して記入する。

- 4 行動の記録欄には、第6学年の評価を指導要録の記載方法に基づいて、○印を記入する。

- 5 欠席欄

- (1) 「日数」については、指導要録の記載方法に基づいて、第5学年及び第6学年の欠席日数を記入し、「計」には第5学年及び第6学年の総計を記入する。

- (2) 「主な理由」については、各学年で連続5日以上又は「計」が20日以上ある者について、その主な理由（病名等）を記入する。

- 6 総合的な学習の時間の記録欄には、学習活動を記入し、さらに特記すべき事項を記入する。

- 7 特別活動の記録欄には、特別活動の参加、活動状況のうち、特記すべき事項を記入する。

- 8 スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録欄には、特別活動以外のスポーツ・文化・ボランティア活動等の参加、活動状況のうち、特記すべき事項を記入する。

- 9 備考欄には、学習の状況、趣味、特技、将来の進路等について特記すべき事項及び受検に当たって、特に配慮すべき事項等で他の欄に記入できないものを記入する。
- 10 該当事項のない場合は、空欄とする。

入学者選抜に関する特別措置願

令和 年 月 日

広島県立_____中学校長様

出身小学校名_____小学校

志願者氏名_____

保護者氏名_____

次のとおり、特別措置をしてください。

1 措置の内容

2 理 由

3 志願先中学校

広島県立_____中学校

措置の内容に係り、小学校においては筆記テスト等を実施する際に次のような配慮をしており、上記のことは、適当と認められます。

令和 年 月 日

_____小学校長氏名_____ 

- [注意]
- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
 - 2 「措置の内容」については、当日の検査等において必要な配慮を細かく記入すること。
 - 3 「理由」については、具体的に記入すること。
 - 4 点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者及び発達障害を理由とする者が、この様式を使用する場合は、「宛先」を広島県教育委員会教育長に訂正すること。
 - 5 機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者及び発達障害を理由とする者は、医師の診断書及び小学校における個別の教育支援計画等を添付して提出すること。

受付番号	※	中 学 校 受 付 印
受検番号	※	※

県外からの出願許可願

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

出身小学校名 _____ 小学校

(令和 年 月 日 卒業見込)

〒 _____

学校所在地 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

志願者との続柄 ()

〒 _____

現 住 所 _____

(電 話) _____

次のとおり、県外からの出願を許可してください。

転居先 〒 _____

志願先中学校名 _____ 中学校

理 由

県外からの出願許可願

(広島中学校における特定分野(数学)に特異な才能のある児童に関する選抜への出願)

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

出身小学校名 _____ 小学校

(令和 年 月 日 卒業見込)

〒 _____

学校所在地 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

志願者との続柄 ()

〒 _____

現住所 _____

(電話) _____

広島中学校における特定分野(数学)に特異な才能のある児童に関する選抜への出願を許可してください。

なお、広島中学校に入学し、自宅外から通学する場合は、下宿先等について広島中学校と協議することを確約します。

居 住 確 約 書

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

志願者氏名_____

保護者氏名_____

現 住 所_____

私は、令和 年 月 日から、次の転居先に居住することを確約します。

転居先

承 諾 書

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

氏 名 _____

志願者との続柄 ()

〒 _____

現 住 所 _____

(電 話) _____

次の者が、 _____ 中学校に入学した場合には、私が保護者に代わり責任
を持ちます。

志願者氏名 _____

生 年 月 日 平成 年 月 日

現 住 所 _____

出身小学校長意見書

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

_____小学校長 印

〒 _____

学校所在地 _____

(電 話) _____

次の者が、_____中学校に出願を希望しているので、県外からの出
願を許可してください。

志願者氏名 _____

生 年 月 日 平成 年 月 日

現 住 所 _____

理 由

〔注意〕 県外からの出願許可願以外でこの様式を使用する場合には、宛先を志願先中学校長にするなどの訂正を行う。

海外在住状況説明書

令和 年 月 日

中学校長様

志願者氏名_____

保護者氏名_____

海外在住状況は、次のとおりです。

- 1 海外在住地名
- 2 出 国 年 月 年 月
- 3 帰 国 年 月 年 月
- 4 海外在住期間 年 月
- 5 出国前・海外在住中・帰国後の教育歴

学 校 名	所在地（国名・都市名）	期 間
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
備 考	特に参考となることがあれば、記入してください。	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

小学校長氏名_____ 印

(小学校長意見)

〔注意〕 1 国内に出身小学校がない場合は、小学校長の証明及び意見は必要でない。
2 「小学校長意見」は、特に意見がある場合に記入する。

自 己 紹 介 書

令和 年 月 日

広島県立広島中学校長様

出身小学校名 _____ 小学校

志 願 者 氏 名 _____

保 護 者 氏 名 _____

1 次のとおり、特定分野（数学）に関する実績があります。

【志願者本人記入欄】

広島中学校における特定分野（数学）に特異な才能のある児童に関する選抜の出願資格(ア)に該当し、出願する場合に記入してください。

2 次により、自己を紹介します。

【志願者本人記入欄】

○ 数学について、 これまで自分で考えたこと。 ○ 数学について、 これから考えてみたいこと。	

〔注意〕 代筆による記入を必要とする志願者については、「志願者本人記入」欄を代筆により記入することができる。
ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

第2 広島叡智学園中学校

第2 広島叡智学園中学校

1 実施校

広島県立広島叡智学園中学校（豊田郡大崎上島町大串 3137-2）

2 募集

(1) 出願資格

次のいずれかに該当する者が出願できる。

ア 令和7年3月に小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者又は義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 令和7年4月に中学校又はこれに準ずる学校の第1学年への入学対象となる者

(2) 定員

40人

3 出願

(1) 期間

令和6年10月28日（月）から11月8日（金）（消印有効）

なお、出願書類は簡易書留郵便により提出すること。持参による提出は受け付けない。

(2) 手続

ア 志願者

(ア) 志願者は、インターネット出願システムで出願登録を行う。インターネット出願に関する詳細は、広島叡智学園中学校の入学者選抜実施要項により公表する。

(イ) 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、出身小学校長から③の発行を受け、①から③までの書類を取り揃え、(1)の期間内に志願先中学校長に提出する。

① 志望理由書（様式第1-1号）

② 自己紹介書（様式第1-2号）

①及び②において、代筆による記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

③ 調査書（様式第2-1号）

(ウ) 志願者は、入学者選抜料（2,200円）を志願先中学校長が指定する方法で納入すること。

(エ) 志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、代筆による解答を必要とする者、拡大した検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

a 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3-1号）を令和6年9月11日（水）までに県教育委員会に提出し、許可を得る。

b 機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3-1号）、医師の診断書及び小学校における個別の教育支援計画等を令和6年9月11日（水）までに県教育委員会に提出し、許可を得る。

c 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3-1号）、医師の診断書及び小学校における個別の教育支援計画等を令和6年10月11日（金）までに県教育委員会に提出し、許可を得る。

d a から c 以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式

第2 広島叡智学園中学校

第3－1号)を、(1)の期間内にア(イ)の書類と併せて、志願先中学校長に提出する。

イ 出身小学校長

出身小学校長は、次の書類の発行又は押印等を行う。(②は必要とする志願者に対してのみ。)

① 調査書(様式第2－1号)

作成方法は、P33～P34による。作成後、厳封の上、志願者に渡す。

② 入学者選抜に関する特別措置願(様式第3－1号)

記載内容に誤りがないことを確認した上で押印する。

ウ 志願先中学校長

(ア) 志願先中学校長は、志願者から調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、受理する。

(イ) 志願先中学校長は、ア(エ) dにより提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを令和6年11月12日(火)までに県教育委員会に提出し、協議する。

4 選抜

(1) 方針

選抜は、「令和7年度広島県立併設型中学校入学者選抜の基本方針」に基づき、実施するものとする。

(2) 第1次選抜

ア 適性検査

(ア) 志願者全員に対して、適性検査を実施する。

(イ) 適性検査の方法

適性検査の種類	検査時間(分)	満点(点)
適性検査A	50	100
適性検査B	50	100

イ 実施期日

令和6年11月24日(日)

ウ 検査時間割

時 限	時 刻	検査内容等
	13:00	集 合
	13:00 13:20	注意事項等の説明
第1時限	13:30 14:20	適 性 検 査 A
第2時限	14:50 15:40	適 性 検 査 B

エ 実施場所

中学校長が別に定める。

オ 第1次選抜の通過者の決定

(ア) 中学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

(イ) 中学校長は、適性検査及び面接の結果、志望理由書、自己紹介書及び調査書を総合的に判断して決定する。

カ 第1次選抜の通過者の発表

中学校長は、通過者の発表を、令和6年12月3日(火)に行う。

(3) 第2次選抜

第2 広島叡智学園中学校

第1次選抜の通過者を対象に、2泊3日の共同生活において、次により実施する。

ア グループワーク

グループによる活動を通じて、コミュニケーション力や他者と協働して課題を解決しようとする力などをみる。

イ 面接

志願者全員に対して、個人面接を実施する。

ウ 実施期日

令和6年12月25日（水）から12月27日（金）

エ 検査時間割

日 程	時 刻	検査内容等
12月25日（水）	14：30	集 合
	14：30 14：50	オリエンテーション等
	15：00 ～17：00	グループワーク等
12月26日（木）		グループワーク等
12月27日（金）	～ 12：30	面接等

※グループワーク及び面接等の詳細な時間は別途指示する。

オ 実施場所

中学校長が別に定める。

(4) 合格者の決定

ア 中学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

イ 中学校長は、(3)で実施したグループワーク、面接の結果等を総合的に判断して決定する。

(5) 合格者の発表

中学校長は、合格者の発表を、令和7年1月10日（金）に行う。

(6) 繰り上げ合格等の実施

第1次選抜の通過者の発表の後、辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲において繰り上げて通過者を決定することができる。

第2次選抜の合格者の発表の後、辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲において繰り上げて合格者を決定することができる。

なお、繰り上げて通過者及び合格者の決定を行う場合、中学校長は、広島叡智学園中学校の入学者選抜実施要項により公表する。

様 式
(広島叡智学園中学校)

志 望 理 由 書

令和 年 月 日

広島県立広島叡智学園中学校長様

出身小学校名 _____ 小学校

志 願 者 氏 名 _____

保 護 者 氏 名 _____

次の理由により、貴校を志願します。

【志願者本人記入欄】

志望の動機・理由、 中学校生活への抱負	

〔注意〕 代筆による記入を必要とする志願者については、「志願者本人記入」欄を代筆により記入することができる。
ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

自 己 紹 介 書

令和 年 月 日

広島県立広島叡智学園中学校長様

出身小学校名 _____ 小学校

志 願 者 氏 名 _____

保 護 者 氏 名 _____

次により、自己を紹介します。

【志願者本人記入欄】

これまで自分が頑張ってきたこと、また、興味があること	

〔注意〕 代筆による記入を必要とする志願者については、「志願者本人記入」欄を代筆により記入することができる。
ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

[様式第 2－1 号の作成方法]

1 第 6 学年の 9 月末現在で記入する。

なお、第 5 学年及び第 6 学年の期間の全部において外国の学校（文部科学大臣の認定を受けた在外教育施設を除く。以下同じ。）に在籍する志願者は、調査書に替え、外国の学校における成績証明書を提出する。

2 番号欄には、各学級の出席簿どおりの名列番号を記入する。ただし、男女別々になっている場合は通し番号とする。

3 学習の記録欄

- (1) 「観点別」は指導要録における「観点別学習状況」の略記であり、①から③までは、次の表に示している各教科の観点を示す。「観点別」には、第 5 学年及び第 6 学年の各学年における状況を総合的に評価し、「十分満足できると判断されるもの」について、○印を記入する。

観点が次表によりがたい小学校においては、観点に関する説明資料を別途添付すること。

	①	②	③
各教科	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度

- (2) 評価欄は、次により記入する。

ア 3 段階評価法で記入する。なお、第 5 学年については、指導要録の学習の記録の評価をそのまま記入する。「計」には、教科ごとに、第 5 学年及び第 6 学年の各学年における評価の合計点を記入し、「総合計」には、各教科の「計」の合計点を記入する。

イ アにかかわらず、第 6 学年の中途において外国の学校から編入学したことにより、指導要録に第 5 学年の評価が記載されていない場合、調査書における第 5 学年の欄は空欄とし、「計」及び「合計」においては、空欄を 0 とみなして計算した数値を記入する。

また、備考欄に、在籍していた外国の学校名（国名・校名）及び編入学日を記入するとともに、外国の学校に在籍していた期間における成績証明書を調査書に添付すること。

ウ アにかかわらず、特別支援学級又は特別支援学校の小学部の卒業予定者について、各教科等の活動の記録を記述形式で指導要録に記入している場合にあっては、記述形式により、備考欄等を使用して記入する。

4 行動の記録欄には、第 6 学年の評価を指導要録の記載方法に基づいて、○印を記入する。

5 欠席欄

- (1) 「日数」については、指導要録の記載方法に基づいて、第 5 学年及び第 6 学年の欠席日数を記入し、「計」には第 5 学年及び第 6 学年の総計を記入する。
- (2) 「主な理由」については、各学年で連続 5 日以上又は「計」が 20 日以上ある者について、その主な理由（病名等）を記入する。

6 総合的な学習の時間の記録欄には、学習活動を記入し、さらに特記すべき事項を記入する。

7 特別活動の記録欄には、特別活動の参加、活動状況のうち、特記すべき事項を記入する。

8 スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録欄には、特別活動以外のスポーツ・文化・ボランティア活動等の参加、活動状況のうち、特記すべき事項を記入する。

- 9 備考欄には、学習の状況、趣味、特技、将来の進路等について特記すべき事項及び受検に当たって、特に配慮すべき事項等で他の欄に記入できないものを記入する。
- 10 該当事項のない場合は、空欄とする。

入学者選抜に関する特別措置願

令和 年 月 日

広島県立広島叡智学園中学校長様

出身小学校名 _____ 小学校

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

次のとおり、特別措置をしてください。

1 措置の内容

2 理 由

3 志願先中学校

広島県立広島叡智学園中学校

措置の内容に係り、小学校においては筆記テスト等を実施する際に次のような配慮をしており、上記のことは、適当と認められます。

令和 年 月 日

_____ 小学校長氏名 _____ 印

- 〔注意〕
- 1

※印の欄には、記入しないこと。
- 2

「措置の内容」については、当日の検査等において必要な配慮を細かく記入すること。
- 3

「理由」については、具体的に記入すること。
- 4

点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者及び発達障害を理由とする者が、この様式を使用する場合は、「宛先」を広島県教育委員会教育長に訂正すること。
- 5

機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者及び発達障害を理由とする者は、医師の診断書及び小学校における個別の教育支援計画等を添付して提出すること。

受付番号	※	中 学 校 受 付 印
受検番号	※	※

第3 その他

第3 その他

1 入学者選抜の結果に係る簡易開示

(1) 広島中学校及び三次中学校入学者選抜の結果に係る簡易開示

広島中学校及び三次中学校入学者選抜の結果に係る簡易開示は次により行う。

ア 開示対象

適性検査の結果

イ 開示内容

適性検査1及び適性検査2の得点

ウ 開示請求対象者

不合格者（本人及びその法定代理人）

エ 本人等であることの確認

別表（P38）に示す書類の提示により確認する。

オ 開示期間

令和7年2月4日（火）から3月3日（月）までとする。（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）

受付時間は原則として9時から16時までとする。（ただし、昼休憩を除く。）

カ 開示場所

入学者選抜を受検した中学校

キ 開示手続

（ア） 請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、入学者選抜を受検した中学校において口頭で開示の請求をする。

（イ） 中学校長は、上記書類により請求者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により開示する。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により開示することもできる。

(2) 広島叡智学園中学校入学者選抜の結果に係る簡易開示

広島叡智学園中学校入学者選抜の結果に係る簡易開示は次により行う。

ア 開示対象

適性検査及びグループワークの結果

イ 開示内容

第1次選抜：適性検査A及び適性検査Bの得点

第2次選抜：グループワークの得点

ウ 開示請求対象者

不合格者（本人及びその法定代理人）

エ 本人等であることの確認

別表（P38）に示す書類の提示により確認する。

オ 開示期間

令和7年1月15日（水）から2月14日（金）までとする。（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）

受付時間は原則として9時から16時までとする。（ただし、正午から13時までを除く。）

第3 その他

カ 開示場所

広島叡智学園中学校（豊田郡大崎上島町大串 3137-2）

キ 開示手続

- (ア) 請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、広島叡智学園中学校において、口頭で開示の請求をする。
- (イ) 中学校長は、上記書類により請求者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により開示する。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により開示することもできる。

2 その他

- (1) 各中学校の入学選抜実施要項は、各学校で用意する。
- (2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。
- (3) 様式中生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「平成 年 月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとする。
なお、様式（各号の全て）は必要に応じてコピーして使用することができる。
- (4) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、広島県教育委員会教育長が別に定める。

別表

入学者選抜の結果に係る簡易開示において本人等であることを確認する書類

請 求 者	区 分	必 要 書 類
受 検 者 本 人	請求者が受検者本人であることを確認する書類 ※ 写真のない書類にあっては複数の書類の提示により確認すること。	○ 県立併設型中学校入学者選抜の受検票 ○ 出身小学校の在学に係る証明書 ○ 旅券 ○ 個人番号カード（マイナンバーカード） ○ 健康保険、国民健康保険又は船員保険の被保険者証 ○ 官公署の発行する身分証明書 ○ その他下欄に掲げる書類 等
受検者の法定代理人（親権者等）	ア 請求者が法定代理人本人であることを確認する書類 ※ 写真のない書類にあっては複数の書類の提示により確認すること。	○ 運転免許証 ○ 旅券 ○ 個人番号カード（マイナンバーカード） ○ 健康保険、国民健康保険又は船員保険の被保険者証 ○ 共済組合員証 ○ 国民年金手帳 ○ 厚生年金手帳 ○ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書 ○ 共済年金又は恩給等の証書 ○ 船員手帳 ○ 海技免状 ○ 猟銃・空気銃所持許可証 ○ 戦傷病者手帳 ○ 宅地建物取引士証 ○ 電気工事士免状 ○ 無線従事者免許証 ○ 毒物劇物販売業登録票 ○ 官公署の発行する身分証明書 ○ 印鑑登録証明書（印鑑登録手帳） ○ 上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類 ○ 外国政府が発行する外国旅券 等
	イ 受検者が未成年者又は成年被後見人であることを確認する書類	○ 戸籍謄本・抄本（発行後1か月以内のもの） ○ 住民票の写し（発行後1か月以内のもの） ○ 家庭裁判所の証明書（発行後1か月以内のもの） 等
	ウ 請求者が法定代理人であることを確認する書類	

（注）受検者の法定代理人の場合、区分におけるア、イ及びウの全てに係る書類が必要である。

学校教育法施行規則（抜粋）

昭和 22 年 5 月 23 日

文 部 省 令 第 11 号

第 110 条 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が許可する。

2 前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検査を行わないものとする。

第 117 条 （略） …… 第 110 条の規定は、併設型中学校に準用する。

広島県立中学校学則（抜粋）

平 成 15 年 3 月 27 日

広島県教育委員会規則第 4 号

（入学資格）

第 11 条 中学校に入学することのできる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は義務教育学校の前期課程を修了した者とする。

（通学区域）

第 12 条 中学校に就学することのできる者は、その保護者（親権者又は未成年後見人をいう。ただし、親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、親権者又は未成年後見人に準ずる者をいう。以下同じ。）が次表の通学区域内に住所（保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地。第三項において同じ。）を有する者とする。ただし、広島県立広島叡智学園中学校については、通学区域を定めないものとする。

校 名	通 学 区 域
広島県立広島中学校	広島県一円
広島県立三次中学校	広島県一円

2 前項の親権者又は未成年後見人に準ずる者は、独自の生計を営む成年の者でなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、その保護者（通学区域を定める中学校の保護者に限る。）が同項の表の通学区域内に住所を有しない者のうち、特別の事情がある者であって教育委員会の許可を受けたものは、中学校に就学することができる。

（略）

（入学手続及び入学許可）

第 14 条 校長から入学者の選抜に合格した旨の通知を受けた者は、校長が定める期日までに、入学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項に定める入学手続をした者については、入学を許可する。

（略）

【入学者選抜実施要項についての問合せ先】

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部教育改革課

〒730-8514

広島市中区基町 9-42

TEL (082) 513-4992 (直通)

ホームページで入学者選抜に係る情報を提供しています。

広島県教育委員会ホームページ《ホットライン教育ひろしま》

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/>